

愛知県環境影響評価審査会西名古屋火力発電所部会会議録

- 1 日時 平成23年6月24日（金）午前10時から正午まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員8名、説明のために出席した環境部職員11名、事業者5名
- 5 傍聴人等
傍聴人5名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 部会長について、井上委員が互選により選出された。
 - ・ 議事録の署名について、井上部会長が二宮委員と柳澤委員を指名した。
 - ・ 部会長代理について、井上部会長が山澤委員を指名した。
 - イ 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【柳澤委員】 鳥類の調査について、ポイントセンサス法による調査、ラインセンサス法による調査、任意観察調査、の結果が、方法書の3-1-95ページや98ページに掲載されているが、この表の書き方では、これは任意観察調査だけを実施したとしか読めない。この場で審査、議論するのであれば、センサスを実施した結果も提供すべきであり、そうでないと、事業者や調査に対して信頼がおけない。面積が分かる調査なので、その範囲の環境図を提出していただきたい。

また、3-1-91ページに予備調査の調査日が記載されていて、夏季とし

て8月下旬を調査日にしているが、動物では秋の調査である。今頃の夏至の昼の長い時期が夏であり、夏至よりも秋分に近い時期に調査が行われているので、動物の調査としては秋にあたる。それが分かっていない方の結果をどれぐらい信用して話を伺えば良いのか、ということになってしまう。

いろいろ申し上げたが、密度計算ができる結果をこの場では提供していただきたいし、環境図を作成していただきたい。調査日にも疑義があるということである。

また、4章で、4-2-45 ページの5調査期間等で「予備調査を実施した調査時期とする」としているが、おかしい時期の予備調査なのに、さらに重ねるのかということにもなる。

また重要な種の調査で、ミサゴ、アカハラは何月に行う、コアジサシは何月に行う、と書いてあり、ハヤブサについては、営巣期、非営巣期に行うと書いてある。これは調査目的が別の調査である。アカハラはライセンスで調べると書いてあり、ハヤブサがここで繁殖をしているか、していないかを調べる調査と一緒に書いてあるのは不自然である。別にしてそれなりの書き方をすべきである。

【事務局】 予備調査の結果については、次回の部会に提出させていただきたい。

【井上部会長】 それから、方法書の記載のとおり調査を実施しても良いかどうかについて意見を言わなければいけないのがこの場であると思う。

方法書 4-2-45 ページで、4調査地点「当社が実施した予備調査の調査地点とする」とあるのは、「文献その他の資料調査」のことだと思われる。したがって資料調査に、予備調査の結果を含めて準備書に示すと思われる。

【柳澤委員】 「文献その他の資料調査」で「その他」は実際に現地で調査をすることだと思った。予備調査は、調査地点としては良いかもしれないが、方法書 4-2-45 ページの5調査期間等（1）で「予備調査における調査時期とする」と書いてあったが、これは良くない。

【井上部会長】 方法書 4-2-45 ページの5調査期間等（2）には「現地調査」と記載されているが、これは方法書の後で行う調査である。現地調査は、予備調査の時期に実施するのか、それとも（2）で記載されている月に調査を実施するということなのか。

【事務局】 方法書 4-2-45 ページの5調査期間等（2）の「現地調査」は方法書手続終了後に行われる調査の計画である。また、（1）の「文献その他の資料調査」で記載されている「予備調査における調査時期とする」とあるのは、これだけ読むとあたかも予備調査が行われた時期にまた同じ調査をするかのように読めるが、方法書の「文献その他の資料調査」と

いうのは、方法書手続後に行われる本調査は含めず、それ以前に実施されている、他の研究者が調査した結果や、今回の場合は、事業者があらかじめ実施した予備調査などのことであり、その趣旨としては、予備調査の結果などを整理した上で、準備書に解析結果を記載するということであり、同じ時期に調査を改めてやり直すということではない。

【柳澤委員】 野外の調査について、調査を実施する者の話を聞いた上で議論するのが望ましかったが、今日の内に議論が進められると思い、話をした。

【井上部会長】 方法書 4-2-44 ページで、現地調査のところには、調査方法が記載されているが、調査時期が記載されていない。つぎの 4-2-45 ページは現地調査の中では、調査時期が記載されていて、方法が書かれていない。両ページはどう読むべきか。

【事務局】 方法書 4-2-45 ページは 44 ページの内容の続きであり、現地調査の手法が 44 ページで記載され、その調査をいつ行うのかが 45 ページで記載されている。なお、先ほども述べたが、文献調査は既に今までに実施された結果を整理するということである。この審査会では文献調査のデータの整理の方法や、今後実施する現地調査の手法や時期について、ご意見をいただきたい。ご意見は、部会報告案に反映したい。

【柳澤委員】 各鳥類により調査方法が異なるのはよく分かるが、何を目的に調査をするのか、個体数を知りたいのか、それともさらに詳しい繁殖や繁殖につながる行動の状況が知りたいのか、そういうことを記載しないと、手法が正しいかどうか分からない。したがって、別の項目立てで記載されるといい。

【井上部会長】 方法書 4-2-45 ページの調査時期の適正さも、予備調査の結果が分からないと、判断できないというご指摘である。ですから、なるべく早く予備調査の結果を出していただいて、方法書の手法でよいかどうかを柳澤委員に判断していただき、それに基づいて、部会報告に何を出すのかということを含めてくという順序で進めたい。

【事務局】 柳澤委員に、早めに事業者から相談させるようにする。

【吉久委員】 前回の審査会で、苦情の状況を確認したが、資料 4 のとおり発電所に関する苦情は無いとのことで安心した。今日の説明では低周波音の話が出なかったが、心配ないのか。例えば風力発電では以前から低周波音について新聞に掲載されたりしている。低周波音を項目に追加しなくてよいのか

【事務局】 「発電所にかかる環境影響評価の手引（経済産業省）」の中で「一般的な事業の内容により、低周波音を発生させる要因としては、機械等（タービン、コンプレッサー等）の稼働が考えられるものの、これまでの実績並びに全国における低周波音の苦情件数を踏まえれば、環境保

全上の支障は想定しにくいことから、参考項目として設定しない。ただし、海水冷却方式に替えて冷却塔方式を採用する場合であって、事業実施区域近傍に民家等が存在する場合は除く」とあり、これは一般的な国の方の考えであるが、だからといって評価項目に選定しないということではなく、事業特性、地域特性を判断して、追加は可能であり、どう取り扱うべきかについてご検討いただきたい。

【吉久委員】 方法書に低周波音を選定しない理由が記載されていなかったの、記載すべきであると思う。必要かどうかの判断は難しい。発電所は経済産業省の考え方を踏まえることはあるかもしれないが、先日のごみ処理場の案件（半田クリーンセンター整備事業）では項目に選定されている。本事業で低周波音を選定しなかった理由を次回までに整理していただきたい。

一番近い民家までどれぐらいなのか。

【事務局】 方法書3-2-25ページのとおり、飛島村の対象事業実施区域から最寄の民家は北西約3.5kmに、知多市の対象事業実施区域から最寄の民家は東に約1kmにある。

【吉久委員】 それを聞いて安心した。今回は供用中の予測をしないということによいと思う。

また、現況調査の時に平日と休日の騒音、振動を測定するが、資材の搬入や工事車両が日曜日に動いてもらっては困るので、原則日曜日は避けたい。そうであれば、日曜日の測定は不要だと思う。指針などで、平日と休日に測定しろと、一般的には書いてあるかもしれないが、日曜日の測定はしなくていいのではないか。いつもセットで平日と休日に測定する記載しているが、資材搬出入と工事は原則日曜日に行わない、緊急の時はやるかもしれないが、やらないということであれば、測定は必要ないのではないか。

【事務局】 事業者を確認したところ、工事は、土曜日は実施して、日曜日は原則休みになっているとのことである。

【吉久委員】 一度検討していただいて、もし日曜日実施しなくてもよいのであれば、それはそれでよいと思う。

【事務局】 次回までに整理する。

【井上部会長】 最初の低周波音についてだが、今回の方法書が愛知県環境影響評価条例に基づくものではなくて、電気事業法等に基づくものだから、実施しなくてよいという説明は、一般の住民の方に理解してもらうのは難しいかと思う。焼却場では選定されているのに、火力発電所では基づく法令が違うから選定しなくてよいとするよりは、別の理由で整理する方がよいので、次回までに検討していただきたい。

【吉村委員】 景観の観点から質問したい。方法書4-2-60ページ第4-2-6図で、3点景観の調査地点が示されている。他のページを見て気になったのは、図の右下の知多市のあたりに、駅が三つぐらいあったり、人と自然との触れ合いの活動の場がたくさんあり、また元浜公園も主な眺望の地点となっている。これらの地点を景観の調査地点に設定していないのは、今回改変する飛島村の対象事業実施区域は見えないからなのか。

また、4-2-64ページ第4-2-7図では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査も、西側の飛島村で設定されていて、人がたくさん住んでいる知多市では、設定されていない。その理由として工事関係車両が一般車両に対して1%以下しか通らないということだが、本当に1%以下しか車両は通らないのか。

【事業者】 景観のご質問について、ご指摘いただいた知多方面の景観ポイントについても、何地点か現地踏査をして、見え方について確認をしている。その中から、海側の景観のポイントとして、海釣り公園を選定したということであり、確認の状況について、資料を示せということであれば、示したい。

【吉村委員】 それでは、元浜公園あたりからは、ほとんど見えないということでしょうか。

【事業者】 ほとんど見えないということは確認している。交通量についても、工事量から推定すると1%にも満たない知多第二火力の工事については、ガス導管を繋げるだけの工事であり、飛島村側に比べて工事量は非常に少なく、車両自体も非常に少ないということで、人と自然との触れ合いの活動の場の地点は、飛島村の対象事業実施区域側に設定している。

【山澤委員】 大気質についてだが、前回の委員会でも議論があったが、排気口の高さが現状よりも低くなるということで、方法書段階の事業内容で煙突地上高が80mとなっているわけだが、資料4の5番の回答の中では、評価の内容に次第によっては高さも変えうるものであるという回答になっている。そのことが、資料4以外で書いてあるのか。というのは、一方の方法書では事業内容はこういう形だと記載してあって、もう一方の資料4では軽油を燃やす量は決まっていないので、場合によっては排気口の高さも変えると書いてある。今回実際のアセスメントの方法は変わらないと思うが、最終的に判断する際に、どの程度環境に配慮するのか、今回の場合は煙突の高さを変えることで最大限配慮するという形になると思うが、変えることもあるという部分をどこで読んだらいいのかがはっきりとしない。

【事務局】 確かに方法書では高さ80mを変えることもあるということを経験しているが、例えば方法書4-2-4ページ、供用時の排ガスに係る

硫黄酸化物についての評価の基本的な手法の中で、「実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適切になされているかを検討する」としている。前回の審査会でご指摘いただいた後に事業者を確認したところ、80mは他発電所の諸元などを基に設定しているが、軽油の使用量がまだ確定していない段階なので、今後予測が出た段階において最大着地濃度が現状よりも悪化しないように煙突高さを変更する可能性もあるという回答があった。

【井上部会長】 質問だが、最大着地濃度で、悪化しなければよいという考え方でよいのか。煙突高さが150mの場合最大着地濃度は遠いところに、80mの場合近いところに落ちる。事業実施区域から近い場所で比較した場合、現状より濃度が高くなる可能性はないか、

【山澤委員】 一般的には、低い方から排出した方が最大着地濃度は高くなる。その場合でも、資料4の5番で現状より悪化しないと書いているので、厳しい条件で悪化しないとしているの、より厳しい方向になるという考え方だと思う。放出口が低い状態で、かつ、現状と同じ濃度を保証するとしている。

【井上部会長】 最大着地濃度は、煙突が低ければ近いところに落ち、高ければ遠いところに落ちる。将来の低い煙突で排出した時の最大着地濃度に達する地点で見たとき、現状の高い煙突で排出した時のその地点の濃度に比べて、将来の方が濃度が高くなる可能性はないか。

【山澤委員】 ないと思うが、かなり厳しい方向に行く考え方だと思う。

方法書4-2-3ページの調査期間等で、高層気象観測は1年間とし、季節ごとに1週間の観測を1回行う、と記載してあり、ゾンデを上げて観測すると思うが、これだけの表現だと、頻度が読み取れないので、説明していただきたい。

【事業者】 高層気象の観測については、季節ごと、四季の調査で、各季1週間、1.5時間ごとに、1日16回GPSゾンデを上げて観測する計画である。

【井上部会長】 排ガスの予測では浮遊粒子状物質としていて、方法書2-2-13ページで、ばいじんは現状よりも合計排出量未満とされているが、両者の関係を説明されたい。

【事務局】 ばいじんは、物の燃焼や化学反応により生成されるものであり、発生形態から見た区分である。浮遊粒子状物質は粒子の大きさから見ており10マイクロメートル未満の物質とされている。環境影響評価の評価をする際に、環境基準との整合性を判断することになっており、浮遊粒子状物質は環境基準があることから評価項目として選定し、定量的な評価を行うものである。一方、煙突の排出口において、ばいじんの濃度を規制している。

- 【二宮委員】 飛島村の対象事業実施区域の土壤汚染についてだが、方法書3-2-74ページの土壤汚染で、「飛島村の対象事業実施区域は、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない」とあるが、現在の火力発電所は重油を使用していることから、重油漏れによる土壤の汚染は無いという判断で、結果として土壤に関する測定はしないということによいか。今回同じ場所で事業を実施することから、万が一土壤の汚染が分かった時は何らかの措置をされるということで、事前の調査はしないということによいか。
- 【事務局】 西名古屋火力発電の現状における土壤の汚染はどうかというご指摘だが、資料3 No. 16で、委員と同じ視点の意見があり、それに対する事業者見解で、西名古屋火力発電所において燃料油の漏洩はあったが、その漏洩範囲の回収を適切に行っていることや、P R T R法によると将来一部の施設で使用する軽油中にベンゼンは確認されていないということで、基本的には油漏れによる土壤汚染は考慮していないという事業者の考えが示されている。
- 【二宮委員】 実際に測定はしないということになるのか。土壤が実際には汚染されていないことを確認する調査はしないのか。
- 【事務局】 同じNo. 16の事業者見解の後段で、本事業は3000㎡以上の土地の形質の変更を伴うことから「土壤汚染対策法」及び「愛知県生活環境保全条例」に基づく手続を行うとしている。また、資料4の8番でシールドトンネルに関する海底シールドトンネルを含む建設工事により発生する残土及び汚泥を処分する場合は分析を行い、その結果を「土壤汚染対策法」や「廃棄物処理法」等関係法令に定められた基準に照らし合わせ、適正に処理する計画としている。
- 【井上部会長】 法及び条例に基づく手続について簡単に説明していただきたい。
- 【二宮委員】 今回は環境アセスメントの中でされるのではなくて、実際の工事の中で出てきた土壤に対して測定して、その時点において適正な対処をされるということによいか。事前には測定する必要がないということか。
- 【事務局】 法及び条例の規定で、3000㎡以上の土地の形質の変更を行うものについては、形質の変更について事前に届出を行う必要があり、また条例の規定により届出には地歴調査及び、必要に応じて調査結果を添付することになっており、実際の工事着手前に把握するという事になっている。
- 【武田委員】 言葉の使い方について確認したい。「土地の形質変更」と、「地形改変」の違いはなにか。何が違うのか。同じ意味なのか。
- 【事務局】 土地の形質の変更は、土地利用の形態等が変ってくるような場合、地形改変というと、埋立地の形を変えてしまうような場合である。今回は、埋立地の形を変えるものではなく、既存の施設を撤去して作り直すので

土地の形質の変更になる。

【井上部会長】 方法書 4-2-43 ページに水環境の調査位置について、ここで、水温等の調査地点が説明されている。定点水温連続観測というのは予測で重要なデータになると考えられるが、そこが温排水が排出される近傍ではなくて、それよりかなり離れた位置に選定されているが、その理由について説明していただきたい。

【事業者】 定点水温連続観測は、一年間の水温を連続的に測定し、温排水の拡散予測計算に用いる海域の環境水温を設定するための調査である。一般的には、調査地点は取放水口前面の1点で、表層、中層、下層の水温を調査することになると思うが、放水口前面海域は既設発電所の温排水の影響を受けることから、影響の及ばない海域の水温を測れる地点を設定している。湾奥は、発電所が何箇所があり、発電所の影響を受けている海域であることから、それら温排水の拡散範囲以外の地点を、測定する地点として選定している。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

以上のとおり相違ありません。

会議録署名者

会議録署名者
